

令和5年7月19日

環境大臣  
西村 明宏 先生

自由民主党 産業・資源循環議員連盟  
会長 田中 和徳  
全国産業資源循環連合会政治連盟  
理事長 藤枝 慎治

盛夏の候、いよいよご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当議員連盟ならびに業界に対しまして格別のご教導を賜り、厚く御礼申し上げます。

現下の資源循環業界を取り巻く情勢は、社会からの要求である脱炭素、サーキュラーエコノミー社会の構築に向けて大きく関心の高まりを見せています。その一方で世界情勢の混乱、円安基調や物価上昇などによって、我が業界は経営的に過去前例の無い厳しい状況下にあります。

つきましては、議員連盟、業界政治連盟として下記の通り要望を致します。

## 要望事項

### ① 産業資源循環業の振興に係る新法の制定について

#### ・脱炭素型資源循環システムの構築

動静脈連携の資源循環への後押しをすべく、より完成度の高い資源循環と脱炭素化を同時実現する廃棄物処理施設の認定及び法整備

#### ・資源循環のデータ利活用推進

サプライチェーンの一翼を担う SCOPE 3 として、「収集運搬」「中間処理」「最終処分」の各段階における脱炭素及び資源循環の情報を容易に管理できる新システムの構築普及に伴う法整備

#### ・脱炭素化製品の普及支援

脱炭素化製品であるリサイクル材の国内循環促進のための法整備

#### ・新法制定を受けた社会的地位向上に向けた産業資源循環業の確立

特に、その他サービス業から、産業資源循環業を、新たに1つの必須産業として職業区分を確立

### ② 新法制定を想定した国による各種支援策の実施

- ・事務手続きの簡素化（廃棄物処理法の業・施設許可および更新期間など）
- ・高度技術導入や再エネ導入のための整備支援
- ・機械、設備、使用エネルギーに対する税制・融資・保証等

### ③ 税制改正等

- ・収集運搬、中間処理、最終処分場の脱炭素化に向けた EV 車両等導入時や、RE100 等に対する税制優遇措置
- ・災害廃棄物受け入れ表明施設に対する税制優遇
- ・災害廃棄物処理費用に掛かる金融機関からの資金調達への支援

以上



令和5年7月19日

## 要 望 書

環 境 大 臣 殿

産業・資源循環議員連盟

会長 田 中 和 徳

公益社団法人 全国産業資源循環連合会

会長 永 井 良 一

全国産業資源循環連合会政治連盟

理事長 藤 枝 慎 治

令和4年12月に閣議決定されたGX基本方針では、「成長志向型の資源自律、循環経済の確立に向けて、動静脈連携による資源循環を加速し、中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を支援する制度を導入する。」とされたところであり、今後10年間で官民併せて約2兆円以上の投資が必要とされている。また、令和5年4月のG7気候エネルギー環境大臣会合においても、重要鉱物等の国内・国際リサイクルの強化が合意されたほか、民間企業の循環経済及び資源効率性に関する行動指針が策定され、同会合において、廃棄物分野の脱炭素化に向けた努力の強化についても合意されている。

こうしたこれまでにない喫緊の課題に資源循環業界が素早く応えていくため、令和6年度の予算、税制等に関して、特に下記の事項について要望をお願いする。

### 記

#### 1 総合的支援の枠組み構築

資源循環業界が自律資源供給産業として変革していくためには、国からの総合的支援を確固

たるものとする必要があることから、廃棄物の適正処理を基盤として資源循環業界全体を底上げするような支援を核とした新たな枠組みを構築していただくこと。

## 2 各種資金支援等

資源循環業界と動脈産業側との一層の連携促進のためにきめ細かい資金支援を行うとともに、廃棄物処理法の手続き面での負担軽減や積極的な事業を行う者を評価等する仕組みを導入すること。新技術（CNに資するもの、高度分別設備等、DX化）の開発や導入に対する公的資金支援を行っていただくこと。

## 3 税制

税制については、「廃棄物処理業の用に供する軽油に係る軽油引取税免除の特例措置」が令和5年度で切れることからその延長や、新規の優遇税制に関して脱炭素化、資源循環、災害対応などに資するものを創設していただくこと。

## 4 SCOPE3 など時代の要請に合わせた情報発信への支援

資源循環業界はSCOPE3として産業全体の脱炭素化に貢献可能である。また、再生資材の需給に大きく関わる産業である。このため、脱炭素情報や資源循環の情報をいわゆる台帳情報として記載し、見える化していくことが必要となる。また、この情報については、DX化の中で、事業者側の負担を減らす形で入力されることが望ましく、また、脱炭素や再生資材の利用に役立つような活用もなされるべきである。このための制度的、財政的、技術的な公的支援を行っていただくこと

## 最終処分場に係る要望事項

(公社) 全国産業資源循環連合会  
最終処分部会

### 1. 税制上の特例措置に関する要望

#### (1) 軽油引取税の課税免除措置の延長

【理由】 燃料費をはじめ、人件費、原材料費等が高騰しており、今後それらが収束する様子は見えない。

そのような経営環境の中で最終処分事業者は、コスト縮減に努めているほか、排出事業者にコスト負担への理解について丁寧に説明し、処理料金の値上げに向けた努力を継続しているところである。

最終処分場は廃棄物の適正処理、リサイクルの最後の砦であり、最終処分料金の高騰は、我が国の産業全体に大きな影響を及ぼすだけでなく、不法投棄の増加など生活環境の悪化を招くおそれがある。

軽油取引税の課税免除の特例措置は、最終処分料金を一定程度、抑制する効果があることは紛れもない事実であり、本特例措置の延長を強く要望する。

### 2. 維持管理積立金の損金算入措置の縮小・廃止に代わる新たな支援措置の創設

#### (1) 災害廃棄物を受け入れた処分場に対する支援措置の創設

【理由】 最終処分事業者は、地域の産業構造や将来にわたる廃棄物の発生予測を踏まえ、事業採算性も考慮した効率的な規模の事業計画を作成し、行政の許可を得て事業を継続している。

災害廃棄物を受け入れることにより、最終処分場の残余容量は減少し、最終処分事業者の事業計画に多大な影響を与える。このことは、顧客である排出事業者の将来的な廃棄物処理計画にも影響するなど、地域経済に及ぼす影響は極めて大きい。

災害からの早期復興を目指すためには、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が不可欠であり、そのためには最終処分業者の協力は欠くことができない。

最終処分事業者が、地域のために安心して災害廃棄物の処理に協力するためにも、災害廃棄物を受け入れた最終処分場に対する支援措置を是非とも創設していただきたい。

#### ① 災害廃棄物の売上に対する課税免除

【理由】 短期間に大量の災害廃棄物が搬入されることで、埋立地内部の環境が急激に悪化し、将来にわたる維持管理計画に極めて大きな影響を与えることになる。

一方、災害廃棄物の受入にあたっては、被災自治体から見積書の提出依頼はあるものの、平常時の埋立料金をもとに料金の高低が判断され、料金の値下げを要求される事例がある。

最終処分場の経営は、他の事業とは大きく異なり、一旦廃棄物を埋め立てた場合には、処分場を新設する以外、残余容量を拡大する方法はない。さらに、災害廃棄物の受け入れにより、急激に埋立地内部の環境が変化し、それらの対策に要するコストや、突然の事業計画の変更に要するコストが増大する。これらのコストは、長期的に発生するコストであり災害廃棄物を搬入した時点では発生し得ない。

このような事情が考慮されない災害廃棄物の処理料金は、適正にコストが負担されているとは言い難く、最終処分事業者の経営に与える影響は甚大である。

ついては、災害廃棄物の売上に対する課税を免除していただきたい。

#### ② 災害廃棄物の搬入手続きの緩和

【理由】 平常時の顧客である排出事業者が排出する産業廃棄物の処理は、災害時であっても継続しなければならない。災害廃棄物を受け入れる際には、それを維持したうえで、一般廃棄物処理施設として特例措置を適用する手続きが求められる。

効率的な経営を追求している民間の最終処分事業者にとって、人材、資機材の余裕を抱えている事例は殆どない。そのような状況のもとで、ほぼ経験したことがない特例措置の手続きを緊急的、短期的に進めることは、最終処分事業者にとって大きな負担である。

一方、全ての都道府県行政は、地元の都道府県協会と災害廃棄物処理協定を締結している。当該協定に基づき都道府県や市町村の要請により都道府県協会を経て災害廃棄物を受け入れる場合には、前述の行政手続きを不要として災害廃棄物処理に協力できるよう措置していただきたい。

### ③ 災害廃棄物を受け入れた処分場における変更手続きの緩和

【理由】 災害廃棄物の受け入れに伴い、最終処分場の残余容量は大きく減少するにも関わらず、次期最終処分場計画を短期間で進めることは極めて困難である。

災害廃棄物を受け入れた最終処分事業者の次期処分場計画実現までの時間的余裕を確保することは、最終処分事業者の経営を安定させる効果が期待できるとともに、被災地域の早期復興や地域の経済を安定させるためにも非常に大きな意義がある。

そこで、災害廃棄物を受け入れた最終処分場について、安全面等の技術的条件が満たされた場合には、受け入れた災害廃棄物の容量に応じて、軽微変更の範囲を埋立面積または埋立容量の10%から拡大していただきたい。

## (2) 固定資産税の減免

【理由】 最終処分場の埋立終了後は、処分場跡地であることが台帳に記載されているため、最終処分場に隣接している地域を含めて資産価値は大幅に低下する。また埋め立ての進捗とともに残余容量は減少し、資産価値も減少する。そこで、埋立を終了した最終処分場の固定資産税の減免措置を創設していただきたい。

